

福祉医療制度の再構築

1 老人医療費（法制 41）… 65 歳から 69 歳の方が対象

【主な変更内容】

これまで助成対象であった市町村民税非課税世帯の方は、平成 16 年 11 月以降、新たに 65 歳になる方から対象外となります。

※ 65 歳から 69 歳で、結核予防法（所得制限有り）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（所得制限有り）、特定疾患を有する者（所得制限有り）、障害者医療、ひとり親家庭医療の要件を満たす方が対象となります。

2 一部負担金相当額等一部助成

【主な変更内容】

(1) 名 称

「一部負担金相当額等助成」は、平成 16 年 11 月以降から「一部負担金相当額等一部助成」に変わります。

(2) 所 得 制 限

特定疾患患者等対象者の所得制限を「本人所得 259 万円（2 人世帯）」に統一されます。

(3) 一部自己負担（受給者負担金額）

平成 16 年 11 月から 1 医療機関あたり入通院各 500 円／日（月 2 日限度）となります。

※ 65 歳から 69 歳で、障害者医療、ひとり親家庭医療の要件を満たす方が対象となります。（同要件で高齢受給者及び老人保健受給者も対象となります。）

3 障害者医療費（法制 80）

【主な変更内容】

(1) 所 得 制 限

本人所得 1000 万円から 462 万 1 千円（単身）に引き下げられます。

(2) 一部自己負担（受給者負担金額）

平成 16 年 11 月から 1 医療機関あたり入通院各 500 円／日（月 2 日限度）となります。

4 ひとり親家庭医療費（法制 82・83）

【主な変更内容】

(1) 名 称

母子家庭医療 →平成 16 年 11 月以降は、ひとり親家庭医療に変更されます。

(2) 対象の拡充

18 歳になる年度末日までの子どもと母、養育者の入通院へ対象をし、新たに父子家庭等についても母子家庭と同様に助成対象となります。

(3) 一部自己負担（受給者負担金額）

平成 16 年 11 月から 1 医療機関あたり入通院各 500 円／日（月 2 日限度）となります。

5 乳幼児医療費（法制 86）

【主な変更内容】

(1) 対象の拡充

通院助成を 1 歳児から 2 歳時までに拡充されます。

※ 市町村により対象年齢は異なります。

(2) 一部自己負担（受給者負担金額）

平成 16 年 11 月から 1 医療機関あたり入通院各 500 円／日（月 2 日限度）となります。